

平成21年1月15日

各 位

株式会社北都銀行
取締役頭取 斉藤 永吉
問合せ先 総合企画部長 伊藤 新
(TEL. 018-837-1766)

**地域経済の活性化及び当行の財務健全化に向けた
会社分割による取引先企業の経営支援への取組強化について**

株式会社北都銀行(以下、「北都銀行」或いは「当行」)は、本日開催した取締役会において、「財務健全化に向けた開示債権の削減」と「取引先企業の経営支援等の強化」を両立させることを目的に下記の通り会社分割(以下、「本会社分割」)を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本会社分割による当行の業績予想に変更はございません。また、本会社分割の実施は当局の許認可が前提となります。

記

1. 本会社分割の概要

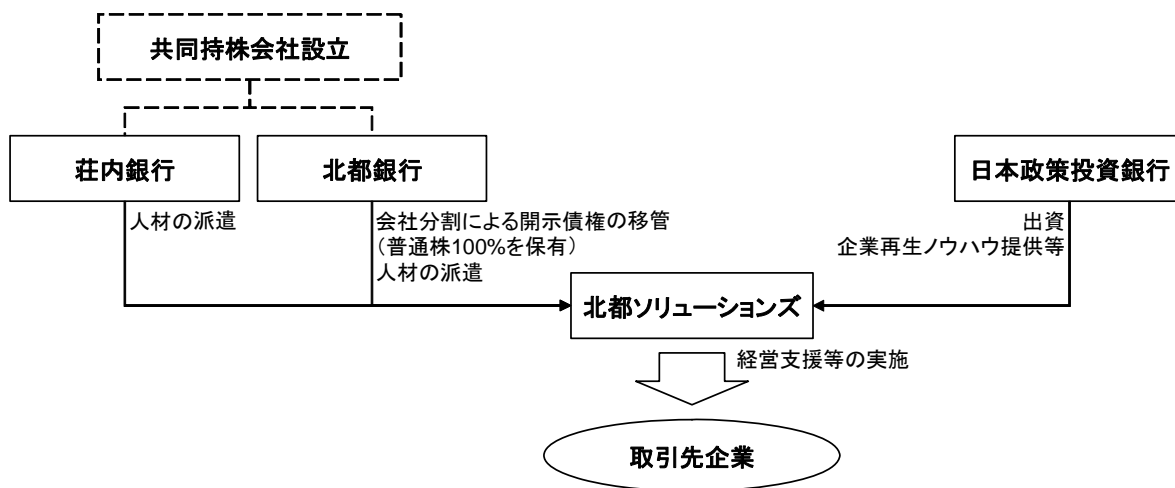
当行の取引先への経営支援体制の強化と開示債権の削減を通じた財務健全化を達成するための取り組みの一環として、本会社分割を行うものであります。本会社分割により、開示対象となっている北都銀行の約155億円相当の貸出債権等(以下、「分割対象債権」)を、当行の100%子会社である株式会社北都ソリューションズ(以下、「北都ソリューションズ」)が引継ぐこととなります。また、当行において分割対象債権を管理している審査部経営支援グループも、本会社分割の一環として北都ソリューションズに移管致します。なお、北都ソリューションズは本会社分割後も北都銀行が全ての議決権を有する子会社として、北都銀行グループの取引先の経営支援等をサポートする重要な役割を担います。

北都ソリューションズにおいて「取引先の経営支援」と「開示債権の早期削減・回収の最大化」を達成するため、当行及び経営統合に向け協議を進めている株式会社荘内銀行(以下、「荘内銀行」)の取引先企業の再生ノウハウ・人材を結集致します。具体的には、荘内銀行からも北都ソリューションズが人員を数名受け入れる方向で検討を進めています。この取り組みは、荘内銀行との「オープンプラットフォーム型の地域金融機関持株会社」設立に向け、企業再生や中小企業金融のノウハウを持つ人材の育成にも大きく寄与すると考えております。

また、取引先企業の再生支援を通じた地域経済の活性化には、外部のノウハウ及び資金を活用することも重要な要素であると考え、北都ソリューションズが株式会社日本政策投資銀行(以下、「日本政策投資銀行」)から出資やノウハウ提供等を受ける形のジョイント・ベンチャーとしての運営を行うことを検討しております。日

本政策投資銀行は企業の再生計画策定支援や新たな手法による投融資の実施、地方における中小企業の再生支援など多くの実績がある金融機関であり、本件において理想的なパートナーと考え、三行で議論を続けております。現在、下記のようなスキームを念頭に日本政策投資銀行と投資の条件等について協議を進めており、年度内に貸出債権等を移管し再生事業を開始する予定です。

《スキーム図》



2. 北都銀行における財務戦略上の位置付け

本会社分割及び日本政策投資銀行からの出資受入を行う結果として、北都銀行単体ベースの開示不良債権は対象分割債権相当額減少します。北都ソリューションズは当行の100%子会社であるため、連結ベースでの開示不良債権は減少しませんが、引継いだ分割対象債権について取引先企業と協議を行ったうえで3年を目処に適切な対応を実施し、北都銀行グループの財務の健全化を進めてまいります。

3. 個別債権に関する基本対応方針

分割対象債権に対する個別の対応に当たっては、外部の視点も活用しつつ債務者の事業力と再生可能性を検証し、債務者の事業継続を前提とした対応をする予定です。しかし、債務者や他の金融機関の全面的な協力が得られない場合等には、地域経済や債務者の事業力を最大限勘案しつつ、最も合理的な対応を行う方針です。

なお、個別の対応に当たっては、日本政策投資銀行や荘内銀行の専門的ノウハウも活用しつつ、必要に応じて中小企業再生支援協議会等との協働を推進することで透明性の高い対応を行う方針です。

4. 本会社分割の概要

(1) 分割方式

当行を分割会社とし、北都ソリューションズを承継会社とする簡易吸収分割です。

(2) 本会社分割により承継する権利義務

本会社分割により、当行の審査部経営支援グループが所管する顧客の債権管理・再生支援業務その他の関連業務の事業に関する権利義務及び契約上の地位を北都ソリューションズが承継します。

(3) 株式の割当て

本会社分割により北都ソリューションズは普通株式 140,000 株を北都銀行に対して割当てます。

(4) 分割交付金

分割交付金の支払いはありません。

(5) 本会社分割の日程(予定)

分割契約書承認取締役会	平成 21 年 1 月 15 日
分割契約書締結	平成 21 年 1 月 15 日
分割契約書承認株主総会	(簡易吸収分割のため株主総会における承認手続きは不要)
分割の効力発生日	平成 21 年 2 月 23 日
分割登記	平成 21 年 2 月 23 日

5. 分割当事会社の概要

	分割会社	承継会社
商号	株式会社北都銀行	株式会社北都ソリューションズ
設立年月日	明治 28 年 3 月 28 日	平成 20 年 11 月 20 日
本店所在地	秋田市中通三丁目 1 番 41 号	秋田市中通三丁目 1 番 34 号
代表者	取締役頭取 斉藤 永吉	代表取締役 土屋 賢逸
資本金	17,653 百万円	20 百万円
発行済株式総数	普通株式 148,075 千株 A 種優先株式 134,710 千株	普通株式 400 株
株主資本	32,241 百万円	20 百万円
総資産	1,122,844 百万円	20 百万円
決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
従業員	941 人	0 人
当事者との関係		北都銀行の 100% 出資連結子会社

最近3決算期間の業績	(単位：百万円)			承継会社
	分割会社			
	18年3月期	19年3月期	20年3月期	
経常収益	27,657	29,529	28,599	設立初年度につき、決算は行っておりません。
経常利益	2,859	459	646	
当期純利益	1,517	577	22	
1株当たり当期純利益(円)	10.23	3.89	0.14	
1株当たり配当額(円)	5.00	5.00	2.50	
1株当たり純資産額(円)	204.37	231.60	114.80	

※分割会社は平成20年9月30日現在、承継会社は設立日現在の概要を記載しております。

以上